

# 株 式 取 扱 規 則



(沿革)

昭和	26年	10月	8日	制定	昭和	63年	10月	27日	改正	平成	15年	4月	1日	改正
同	30年	11月	30日	改正	平成	3年	9月	26日	改正	同	15年	6月	27日	改正
同	42年	3月	27日	改正	同	10年	6月	26日	改正	同	16年	6月	29日	改正
同	49年	4月	30日	改正	同	11年	10月	1日	改正	同	17年	10月	1日	改正
同	54年	5月	24日	改正	同	12年	2月	14日	改正	同	18年	5月	1日	改正
同	56年	5月	21日	改正	同	12年	5月	1日	改正	同	19年	10月	1日	改正
同	57年	9月	24日	改正	同	13年	10月	1日	改正	同	21年	1月	5日	改正
同	63年	6月	29日	改正	同	14年	6月	27日	改正	令和	4年	9月	1日	改正

# 株式取扱規則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに株主の権利行使の手続きについては、定款に基づきこの規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

2. 当会社及び当会社が指定した特別口座の口座管理機関との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び株主の権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関及び機構の定めるところによる。

### 第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

### 第3条 (請求又は届出)

この規則による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第24条第1項に定める場合は、この限りでない。

2. 前項の請求又は届出について、代理人よって行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。
3. 当会社は、第1項の請求又は届出が、証券会社等及び機構又は証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
4. 当会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

## 第2章 株主名簿への記載又は記録等

### 第4条 (株主名簿への記載又は記録)

当会社は、機構から通知される総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

2. 当会社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記載又は記録を行う。
4. 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

### 第5条 (新株予約権原簿への記載又は記録等)

新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

## 第3章 諸届

### 第6条 (株主等の住所、氏名又は名称の届出)

株主等は、住所、氏名又は名称を当会社に届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

### 第7条 (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は日本国内において通知を受けるべき場所を定めて届け出なければならない。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
3. 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

## 第8条（法人等の代表者）

株主等が法人又は権利能力のない社団であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

## 第9条（共有株式の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

## 第10条（法定代理人）

株主の親権者又は後見人等の法定代理人は、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

## 第11条（その他の届出）

第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構又は証券会社等を経由して届出するものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

2. 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届出するものとする。

## 第12条（新株予約権者の届出事項等）

当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項並びにその届出方法については、この規則に定める届出を準用する。ただし、第5条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

## 第13条（書面交付請求及び異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。

ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

## 第4章 単元未満株式の買取り

### 第14条（買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

### 第15条（買取価格の決定）

単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったとき又はその日が同取引所の休業日であるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

### 第16条（買取代金の支払い）

当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格決定の日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

### 第17条（買取株式の移転の時期）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による支払手続を完了した日に当社の口座に振替えられるものとする。

## 第5章 単元未満株式の買増し

### 第18条（買増請求の方法）

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

### 第19条（自己株式の残高を超える買増請求）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡できる自己株式数を超過しているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じない。

## 第 20 条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、買増請求が第 2 条に定める事務取扱場所に到達した日に生じる。

2. 前条に定める自己株式の残高を超えるときはこの限りでない。

## 第 21 条（買増請求の受付停止期間）

当社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3 月 31 日
- (2) 9 月 30 日
- (3) その他の株主確定日

2. 前項にかかわらず、当会社又は機構が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

## 第 22 条（買増価格の決定）

単元未満株式の買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったとき又は同取引所の休業日であるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

## 第 23 条（買増株式の移転の時期）

買増請求を受けた自己株式は、機構の定めるところにより、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

## 第 6 章 少数株主権等の行使方法

### 第 24 条（少数株主権等の行使方法）

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使する場合は、記名押印した書面により証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項を適用するものとする。

### 第 25 条（株主提案議案の株主総会参考書類）

前条第 1 項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき以下の記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- (1) 提案の理由  
各議案ごとに 400 字
- (2) 取締役及び会計監査人選任に関する事項  
各候補者ごとに 400 字

## 附 則

1. この規則の変更は、代表執行役の決裁によるものとする。
2. この規則は、令和 4 年 9 月 1 日から実施する。

以上